

別紙 1

空気環境測定事項

測定項目	測定機器	管理基準
浮遊粉じんの量	ガラスファイバーろ紙（0.3 マイクロメートルのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る）を装着して相対沈降径が概ね 10 マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器	空気 1 立方メートルにつき 0.15 ミリグラム以下
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	百万分の六以下
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	百万分の千以下
温度	0.5 度目盛りの温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	18 度以上 28 度以下
相対湿度	0.5 度目盛りの乾湿球度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上 70%以下
気流	0.2 メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5 メートル毎秒以下
照度	JIS1609（照度計）の規格品	